

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾病医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾病医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県知事

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾病医療費助成事務
②事務の概要	<p>児童福祉法に基づき、結核にかかる入院費用、国が指定した子どもの慢性疾病の診療にかかる費用等を県が公費で負担する制度で、受給者に対する受給者証の交付と医療の給付を行う。</p> <p>結核児童療育給付事務は、生計中心者の前年の市町村民税額等により自己負担金が発生するため、前年度の所得に関する情報や生活保護等の受給情報などを照会し、自己負担金の決定を行っている。</p> <p>小児慢性特定疾病医療費助成事務は、保険医療世帯の市町村民税(所得割)の課税額等により自己負担金が発生するため、住民税に関する情報や生活保護等の受給情報などを照会し、自己負担金の決定を行っている。小児慢性特定疾病医療費助成事務においては、照会は情報提供ネットワークを通じて行う。</p> <p>小児慢性特定疾病医療費及び療育の給付の情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。</p>
③システムの名称	小児慢性特定疾病公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費助成事業等受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2、87及び120(情報提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健医療部健康長寿課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉県保健医療部健康長寿課 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 048-830-3561
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉県保健医療部健康長寿課 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 048-830-3561

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条 第2号、第3号	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番9(情報照会)、26、56の2及び87(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番9(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号まで、第44条第1号二及び第2号から第5号まで(情報提供)	事後	主務省令の制定
平成28年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 細野 正	課長 矢島 謙司	事後	人事異動
平成28年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	時点修正
平成28年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年2月1日 時点	平成27年12月1日 時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	評価書名	結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾患医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書	結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾患医療給付事務に係る特定個人情報保護評価書	事後	誤字修正
平成29年3月30日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	埼玉県は、結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾患医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	埼玉県は、結核児童療育給付事務及び小児慢性特定疾患医療給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	誤字修正
平成29年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	小児慢性特定疾患公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	小児慢性特定疾病公費負担システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	誤字修正
平成29年3月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条 第2号、第3号	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条 第2号、第4号	事後	主務省令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番9(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第5号まで、第44条第1号二及び第2号から第5号まで(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番9(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び第2号から第6号まで(情報提供)	事後	主務省令の改正
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	時点修正
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	時点修正
平成30年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第7条 第2号、第4号	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、第9号、第10号	事後	主務省令の改正
平成30年3月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番9(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二及び第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び第2号から第6号まで(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条及び第12条第3号 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、87及び119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第59条の3第3号(ロ)	事後	主務省令の改正
平成30年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 矢島 謙司	課長 清水 雅之	事後	人事異動
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	時点修正
平成30年3月29日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成30年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 清水 雅之	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	時点修正
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年2月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	IVリスク対策	—	新様式への変更(IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条及び第12条第3号 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、87及び119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第59条の3第3号(口)	番号法第19条第7号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条及び第12条第3号(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、87及び119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第59条の3第3号(口)(情報提供)	事後	時点修正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和3年1月28日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年9月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条及び第12条第3号(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、87及び119(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第59条の3第3号(口)(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条及び第12条第3号(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、87及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第59条の3第3号(口)(情報提供)	事後	主務省令等の改正
令和3年12月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	結核児童療育給付事務は、生計中心者の前年の所得税等により…(以下略)	結核児童療育給付事務は、生計中心者の前年の市町村民税額等により…(以下略)	事後	記載事項修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 項番7 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、第9号、第10号	番号法第9条第1項 別表第一 項番7	事後	「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第8条及び第12条第3号(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、87及び120(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号(二)・(ホ)並びに第2号から第6号まで、第59条の3第3号(ロ)(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二項番9及び16(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2、87及び120(情報提供)	事後	番号法の改正及び「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月28日時点	令和3年9月28日時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年2月1日時点	令和3年9月28日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月28日時点	令和4年10月25日時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月28日時点	令和4年10月25日時点	事後	時点修正